

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則 101号

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その身分を証する」を「本人であることを証明するために必要な」に改める。

第5条第1項中「第6条の2第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第6条の2第1項」を「第7条第1項」に、「その身分を証する」を「本人であることを証明するために必要な」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、「各号」の右に「に掲げる区分に応じ、当該各号」を加え、同条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第8条第1項に規定する費用は、金銭投入装置により納入しなければならない。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、別に定める方法で納入させることがある。

第17条の表標識の項中「条例第3条第4項関係」を「条例第3条第6項関係」に改め、同項の次に次の1項を加える。

警	告	符	条例第5条第3項関係	第2号様式
---	---	---	------------	-------

第17条の表標章の項中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同表自転車等返還請求書兼受領書の項中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同表自転車等売却代金返還請求書の項中「条例第6条の2第2項関係」を「条例第7条第2項関係」に、「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同表自転車駐車場設置届の項中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同表自転車駐車場等変更届の項中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同表自転車駐車場設置義務者地位承継届の項中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同表身分証明書の項中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条の次に次の1条を加える。

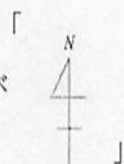
(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

第8号様式を第9号様式とし、第3号様式から第7号様式までを1様式ずつ繰り下げる。

第2号様式中「かぎ」を「鍵」に改め、「京都市

区」、「保管所」及び



」を削り、

同様式を第3号様式とする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式

<p>警 告</p> 
<p>この場所から自転車・原動機付自転車を移動させてください。</p> <p>この警告符を取り付けた日から起算して7日を経過したにもかかわらず、なお自転車・原動機付自転車が放置されている場合には、京都市自転車等放置防止条例第5条第4項の規定により撤去します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 京都市長</p>

備考 「警告」の文字及び「京都市」の文字の周囲の部分、自転車及び原動機付自転車の図柄、「京都市」の文字及び地は白色、その他の部分は茶色とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)